

質問者氏名 須藤 甚一郎

目安時間 45分

1 住み続けたくない目黒 なぜ公園事務所管理の公衆便所は汚いのか

(1) 掃除は、どこがどうやっているのか。

(2) 公園事務所は、公衆便所の清掃をチェックしているのか。

公衆便所のごく近くに飲食店、食品店もあり衛生的に問題だ。

2 区立緑ヶ丘小学校プールでロッカーを壊し盗難事件が発生したが、管理業者は4カ月もそのまま、区の所管課は議会に報告せず

(1) 私、須藤がこの盗難事件を知ったのは、平成28年10月2日、近所の住民から「緑ヶ丘小学校プールの脱衣場ロッカーが壊され、利用客が2万円盗まれたのに、いまだにロッカーは壊されたままだ。いったいどうなっているのか」と通報を受けたからだ。

そのため、私は緑ヶ丘小プールに行き、プール管理をしている受託管理業者である(株)ジンダイの副責任者(石橋健太郎)から事情を聞いた。説明は以下の通りである。

今年5月29日にロッカーの鍵とドアを壊し、利用客の財布から2

万円が盗まれた。事件後に目黒区のスポーツ振興課から新しい鍵が送られてきたという。

そこで、私は「なぜ4カ月も経った現在も新しい鍵に取り替えていないのか、おかしいではないか」と聞くと、副責任者・石橋は「見せしめです」と答えた。私が「誰に対する見せしめか」と確認すると、石橋は「利用者が、貴重品を受付に預けないので、利用客への見せしめだ」と非常識な回答をした。管理業務を仕事にしている4カ月も、新しい鍵が届いたのに、修理しない理由にはならない。

(株)ジンダイは、現場責任者・鈴木雄馬と副責任者(当日対応)・石橋健太郎の名前で目黒区宛てに「報告書」を送付してきたが、事実を改ざんして、石橋ははっきり「見せしめのため」と発言したのに、「見せしめという訳ではないが周知を図る目的で修理を見送っていた」と虚偽記載をしたのである。極めて悪質である。

目黒区は、盗難事件で区民が利用するロッカーを破壊されたのに、受託業者が勝手な理由で4カ月も放っておくような悪質業者をどんな選定で受託企業に選定し契約したのか説明せよ。

- (2) 目黒区の所管課であるスポーツ振興課は、盗難事件発生から4カ月後に私が当該盗難事件を問題提起しても、いまだに議会には報告していない。その理由として、平成19年6月5日「議会運営委員会資料、企画経営部政策企画課」作成の「事務事業執行に係わる議会への報告等について」の「事件・事故・訴訟」に該当しないからだという。

区民が利用する区のプールで発生した盗難事件は、議会への報告を通して区民に知らせる必要はないということか。

- (3) 緑ヶ丘小学校プールの施設管理業務及び運営・清掃業務委託ジンダイとの年間契約料は、53,460,000円であり、365日で割り一日あたりは、なんと14万6,465円余である。契約料は高過ぎないか。ざっとでいいから説明してほしい。

- 3 青木区長は「私は政治家だ」と偉そうに言うのが好みのようなのだが、暴言や差別発言を連発して、米大統領選で勝利したトランプを青木区長はどう思うか。
- 4 先頃、目黒区立目黒中央中学校10周年記念でも、青木区長は「目黒区を代表して」を連発していた。区長は、句読点を知らないのか、祝辞

や文書を途切れ途切れ読むので、何を言っているかわからない。区長の次に登壇して、祝辞を読み上げた中学2年生の生徒会長は、句読点通りに美声で読み上げ、実に聞きやすかった。区長は「目黒区を代表して」いるのなら、句読点くらいはきちんと守らねば、みっともないが、区長本人はどう考えますか。

質問者氏名 鴨志田 リ エ

目安時間 30分

1 小池都政との連携について

待機児童対策は都と23区の所管が連携し、東京都は平成28年度9月補正予算で、喫緊の課題である待機児童対策に126億円を組んだ。また、小池都知事は特別区長会の総会で「皆さまの協力なくして都政は進まない。ともに手を携えて取り組んでいきたい」と述べ、23特別区と都が連携する好機を得た。財調の特別交付金5%の分配率の変更、オリンピック・パラリンピックの練習会場の改築費、都市計画交付金等、今後、都に対し現場を預かる特別区が要望を上げ連携を強める点について、所見を伺う。

2 脱区役所で目黒区をアピール

(1) 記念撮影スポットの設置について

目黒区に婚姻届を提出するカップル、転入届、出産届等、記念に撮影する専用スポットを庁舎内に設置することを提案するが、見解を伺う。

(2) オリジナル婚姻届

おしゃれで地域色豊かな婚姻届が人気を呼び、「ご当地婚姻届」のサイトには文京区やつくば市など業務提携する全国の34の自治体ごとにデザインが違い、無料でダウンロードできる。婚姻届は提出してしまうと手元に残らないが、サイトには保存用があり、写真やメッセージを書き手元に残す複写式の婚姻届も人気である。個性的な婚姻届の販売を始めた自治体も現れた。目黒区オリジナル婚姻届を検討してはいかがか。

(3) 区内には茶道を楽しむ和室が数々あり、子どもから大人まで伝統文

化に触れ、学ぶ機会を得ている。茶道は畳でたしなむのが通例であるが、椅子に座り茶道をたしなむ立礼がある。庁舎の池に面した体験コーナーに立礼席を設置し、来庁者が気楽に茶道を楽しむ機会を提供してはいかがか。月釜の日を設定し、区内の施設を利用する社会教育団体等が持ち回りで立礼席を設け、茶道文化を身近なものとして発信することの見解を伺う。

3 目黒のサクラ基金について

目黒区が管理する道路や都市公園等の桜の保護や植え替え、植樹に目黒のサクラ基金が設けられ、計画は順次進められている。寄付者には区内全体ではなく、目黒川の桜のみを対象にし寄付が見える形にしたいとの要望がある。サクラ基金に目黒川の桜を指定寄付できる制度を設けてはいかがか。

質問者氏名 竹 村 ゆうい

目 安 時 間 30分

1 「親子断絶防止法」制定を見据えた目黒区の取り組みについて

民法766条では「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と離婚時の養育費や面会交流の分担を取り決めることが明文化されています。

2015年末には「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が立ち上がり、平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で弁護士による養育費相談を実施することや、離婚届の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付して、離婚届のチェック欄「取り決めている」の割合を70%にすることなど具体的な目標が明示されました。

2016年10月1日からは法務省が作成したパンフレット「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」が、市区町村の窓口で離婚届を取りに来られた方に同時に交付されはじめています。「離婚をさ

れる際には、このパンフレットを参考にいただき、『養育費』と『面会交流』について取り決めをするよう努めてください」という明確なメッセージが打ち出され、目黒区の戸籍住民課でも離婚届と同時に手渡されています。

そして、自民、民進、公明などの各党議員で構成された超党派の「親子断絶防止議員連盟」が「親子断絶防止法案」の原案をまとめ、現在法案提出を目指している状況にあります。

こうした国の動きを踏まえて、各地方自治体は今後さらなる取り組み強化をしていく必要があると考えますが、「親子断絶防止法」制定を見据えた目黒区の取り組みについて伺います。

2 目黒区総合庁舎ウェディング事業について

2014年から始まった目黒区総合庁舎ウェディング事業は、文化的価値のある建築物として名高い目黒区総合庁舎を活用した画期的な事業であり、目黒区総合庁舎を区民にとってより身近に感じていただける素晴らしい取り組みです。

目黒区が行う唯一の結婚支援事業として総合庁舎ウェディングを多くの区民に周知しさらに拡大していくことは、目黒区のイメージアップの観点からも目黒区の独自性を発信していく上でも特に重要であると考えます。

総合庁舎ウェディングの運営は、目黒区が選定した事業者が行っていますが、結婚式ごとに目黒区が事業者の運営評価をしていくことで問題点や課題が整理され、利用者の満足度が上がることにより良い評判が生まれ、今後の総合庁舎ウェディング需要の増加が見込めると考えます。

是非とも「積極的な結婚支援をする目黒区」として総合庁舎ウェディング事業の拡大・発展を推し進めていただきたいと思いますと考えますが、目黒区の見解を伺います。

質問者氏名 広 吉 敦 子
目安時間 30分

1 いじめ防止対策について

いじめ事件から端を発し、国は平成25年にいじめ防止対策推進法を

施行し、引き続き東京都が平成26年に東京都いじめ防止対策推進条例を施行しました。目黒区も目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）を予定していますが、いじめには複雑な背景が絡んでいるため、根本的な解決が必要であり、単なる対策では「いじめ防止」にはつながらないと考えます。

- (1) 子どもの持つ自ら解決する力を奪うのではなく、子どもがいじめを解決する力を引き出すように大人は関わるべきだと思いがいかがか。
- (2) 対処療法ではなく、根本解決を図るためには当事者、関係者、教師、保護者等が真剣にいじめに向き合い、気づきの機会とすべきだと思いがいかがか。
- (3) いじめには複雑な背景があり、単純に加害者・被害者と分けられるものではない。大人は真摯に子どもと向き合うことが必要だと思いがいかがか。
- (4) いじめの情報共有の義務化が国の有識者会議で議論されているが、逆効果ではないか。義務化されることの弊害を考え、慎重にすべきと思いがいかがか。

2 空地の利用について

他自治体を訪れると道路、歩道幅の違い、街路樹と植栽の作り方の違いが目につきます。元々日本には辻文化があり、十字路や小径を草花で飾ったり、景観に配慮したりしてきました。目黒区も今後高齢化がさらに進み、ベンチ設置等の休憩スペースの必要性、コミュニティスペースの重要性は高まると考えられます。また、東京オリンピックに向けて緑豊かな街並みを実現するために、今から区民と協働で取り組んでいくべきだと考えます。

- (1) 目黒区の辻というと都道等歩道の広い空間があるが、区道においても空間がある場所にベンチ等を置き休憩したり、集ったりするスペースにしてはいかがか。
- (2) 目黒区にはいくつかの空地があるが、花を植えたり、シェア農園としたり、コンクリートで固めていたら土に戻す等して区民が暫定的でも活用できるような仕組みづくりをすべきだと思いがいかがか。
- (3) 街路樹の剪定方法を変えることで、日陰を作ったり景観をよりよくしたりすることができ、まちのデザイン性が高まると思いがいかがか。

質問者氏名 そうだ 次 郎

目 安 時 間 50分

- 1 目黒区における待機児童対策の状況と平成32年までに1,794人余の拡大をすると発言があったが、具体的な計画と進め方を問う。
- 2 デジタル教科書の活用と今後の見通しについて問う。
- 3 公立学校における、障がい者に対する正しい理解と認識を深める取り組みについての現状と今後について問う。
- 4 命を大切に教育について現状と今後について問う。
- 5 防災教育の現状と今後の対応について問う。

質問者氏名 川原 のぶあき

目 安 時 間 40分

1 公会計改革について

- (1) 総務大臣通達（平成27年1月23日付）「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」では、新たに設けられた統一的な基準に基づく財務書類を平成30年3月末までに作成することが求められているが、本区における統一的な基準への変更に向けた取り組み状況及び今後の予定について伺う。
- (2) 私たち会派では、かねて企業会計や国際公会計基準（IPSSAS）に、より近い東京都会計基準の導入を提唱してきたが、本区における統一的な基準として採用する公会計基準は何か。また、その公会計基準を採用するに至った理由について伺う。
- (3) 公会計情報は、行政評価や予算編成過程、区有施設の見直し方針等と関連付けるなど、今後の区政運営にさらなる活用が期待できると考えるが、区の見解を伺う。

2 学校施設の活用（複合化、多機能化）について

- (1) 学校施設の活用に関する認識と課題について区の見解を伺う。
- (2) 余裕教室の活用や普通教室などをタイムシェアすることで学童保育クラブ等の高まる行政需要に対応することができないか、区の見解を伺う。

3 ストーカー対策について

- (1) 本区におけるストーカー被害者の実態把握について伺う。
- (2) 平成27年、国としてストーカー被害や自治体の支援実態について初めて調査した結果、ストーカー被害相談を受ける窓口があると答えた自治体は、わずか39.9%であった。本区においても区民をストーカー被害から守るため、相談窓口を設置し、警察との連携や庁内連携による被害者保護の対策を強化すべきと考えるが、区の見解を伺う。

質問者氏名 西村 ちほ
目安時間 45分

1 分煙への取り組みについて

- (1) 路上喫煙禁止区域の指定の経緯と現状を伺う。
- (2) 指定喫煙所の整備について伺う。
- (3) 分煙環境整備への所見を伺う。

2 大規模災害への備えについて

(1) 地域避難所について

ア 避難者名簿の充実について伺う。

イ 参集職員の避難訓練参加について、及び職務の可視化について伺う。

ウ 災害時の利用を考慮した施設設備設計について伺う。

(2) 避難行動要支援者名簿について

ア 対象者名簿に登載された要支援者の安全確保についての具体的な計画について伺う。

イ 町会・自治会等への登録者名簿提供の進捗状況と、名簿を預かる町会・自治会の心理的負担軽減への対応について伺う。

ウ 要配慮者に対応した防災訓練の成果と課題の分析、及びそれをどう全区的な名簿活用の発展に活かしていくか伺う。

(3) 目黒区の福祉避難所の受け入れ態勢と運用について伺う。

以 上